

美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と美瑛町の美しい景観や環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金（以下「助成金」という。）について規定する。助成金の交付に当たっては、美瑛町補助金交付規則（平成9年美瑛町規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助の対象となるシステムとは、シリコンなどの半導体に光を当てると電気が発生する光電効果を利用した太陽電池を使用して、太陽の光から直接電気を得て利用する一般家庭用の発電システムで未使用のものをいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を備えている者でなければならない。

- (1) 美瑛町に住所を有し、自らが居住する一戸建ての住宅（床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供されているもの。）に太陽光発電システムを設置する者で、申請時に太陽光発電システムに関する工事が未着工のもの。
- (2) 町税等を滞納していない者

(助成金の額)

第4条 この助成金の額は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に1kw当たり7万円を乗じた額（千円未満切捨て）とし、21万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた場合は、助成金の交付を決定し、助成対象者に助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の条件)

第7条 町長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 太陽光発電システムを設置する際は、美瑛の美しい景観を守り育てる条例に配慮すること。
- (2) 建築基準法その他関係する法令を遵守すること。
- (3) 助成事業等の内容の変更、中止、廃止をする場合は、町長の承認を受けること。
- (4) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

(工事の完了及び助成金の請求)

第8条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、速やかに工事完了届兼助成金請求書（別記様式第3号）に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 町長は、工事完了届兼助成金請求書を受理した後、所定の審査を行い、助成金を交付するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。